

平成21年5月19日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成21年5月19日
開会 13時10分 閉会 13時52分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 堀川 貴庸
委員 谷口 和弥 野原 恵子 前川 敏春 大野 和政
千葉 幹雄
議長 古川 稔
- 4 傍聴者 増田 武夫 中橋 友子 前川 雅志
- 5 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田 恭之
- 6 説明員 副町長 高橋平明 民生部長 新屋敷清志 町民課長 川瀬 俊彦
税務課長 姉崎二三男 国保医療係長 山本 充 高齢者医療係長 白坂 博司
住民税係長 西嶋 慎
- 7 審査事件 議案第41号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 8 審査結果 別紙
- 9 審査内容 別紙

委員長 堀川 貴庸

◇ 審 査 内 容

(15:36 開会)

○委員長（堀川 貴庸） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議題につきましては、先程本委員会に付託されました、議案第41号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査であります。審査に入ります前に、各委員にお諮りをしたいと思いません。担当部局より追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配布いたしたいと思えますがよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（堀川 貴庸） よろしいでしょうか。異議なしと認めます。

それでは、本委員会に付託されました、議案第41号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提出者理事者の方から説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第41号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

先程、議場におきまして高橋副町長から提案の説明がありました通りでありますけれども、私からは只今お配りしました資料によりましてご説明をさせていただきます。副町長説明と一部重複があるかと思えますけれども、よろしくお願いたします。始めに、配布資料の確認をさせていただきます。資料の1と資料の2の二種類をお配りしておりますけれども、資料1につきましては、改正する条例の概要としまして改正する条項順に関係する法令及び改正する内容を掲載しております。資料の2に、右の方のほうに資料1と資料2と付いておりますけれども、資料1につきましては、只今の説明になります。右の上の方の資料2につきましては、介護納付金に係る収支状況の、それから税率の改正に伴うものとなっております。資料のほうでございますでしょうか。

それでは、始めに資料の1からご覧いただきたいと思えます。

この表につきましては、一番左の欄が改正する項目となっております。次の欄は、関係する法令等の条項について略称で載せておりますが、表の欄外にありますように法といいますのは、地方税法を指しております。租特法とは、租税特別措置法を。条例とは、幕別町国民健康保険税条例を略して記載しておりますのでご了承いただきたいと思えます。

また、次の欄は改正する内容について、その次の欄は適用する年月日について記載をしております。

それでは、改正項目の1であります。国民健康保険税の介護納付金課税限度額について、条例の方では第2条第4項になりますけれども、地方税法第703条の4第30項及び同法施行令第56条の88の2第3項の規定によりまして、限度額を9万円から10万円に改めるものであります。

なお、その下の方に書いてありますように限度額を基礎課税分の47万円及び後期高齢者支援金分の限度額は12万円は据え置きとするものであります。

適用年月日につきましては、平成21年度以後の国保税について適用するものであります。

続きまして、改正項目の2点目。国民健康保険税税率の改正についてであります。条例では第11条、第13条、第14条になります。今回は国保税のうち、介護納付金分のみの税率改正となりまして、限度額と同様に基礎課税分と後期高齢者支援金分が据え置きとなります。

第11条につきましては、所得割となりますが、表にありますように現行の0.8%から改正案では1.2%

に0.4%増額しようとするものであります。増減率は50%の増となります。次に第13条は、均等割りの規定であります。一人当たり現行の7,500円から8,500円に1,000円増額しようとするもので、増減率は13.3%の増となります。次に第14条は、平等割の規定であります。一世帯当たりの現行5,500円から6,500円に1,000円増額しようとするもので、増減率は18.2%の増となります。これの適用年月日は、平成21年度以後の国保税について適用するものであります。

次に2ページになります。国民健康保険税の減額についてであります。条例では第26条関係になりますが、関係条項では地方税法の第703条の5及び同法施行令の第56条の89になります。改正の内容につきましては、介護納付金分における軽減額を改正するもので、表にあります通り、均等割りのおける7割軽減の額を5,250円から5,950円に、5割軽減の額を3,750円から4,250円に、2割軽減の額を1,500円から1,700円に、それぞれ軽減額を増額するものとしてあります。次の同表の平等割についてであります。7割軽減の額を3,850円から4,550円に、5割軽減の額を2,750円から3,250円に、2割軽減の額を1,100円から1,300円にそれぞれ軽減額を増額するものであります。これの適用年月日は、平成21年度以後の国保税について適用するものであります。

4点目、国民健康保険税2割軽減の条件の撤廃についてであります。条例では旧条例の第26条第2項になりますが、関係条項では地方税法の第703条の5及び同法施行令の第56条の89になります。改正の内容につきましては、表にあります上の二つの欄の7割、5割軽減につきましては、一律対象軽減のようになっておりましたけれども、一番下の欄の2割軽減につきましては、条件付き軽減対象となっており、軽減基準所得を超えない場合であっても、そのアンダーライン部分にありますように、町長が前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の軽減が適当でないとき認めるときは、軽減対象としないとしておりましたけれども、この条件を削除しまして、7割5割軽減同様に一律軽減の対象とするものであります。適用年月日は、平成21年度以後の国保税について適用するものであります。

次に、3ページになります。5点目の国民健康保険税における減免についてであります。条例では第29条第3項になります。減免の申請期限を改正するものであります。特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払月の前前月の15日までの申請期限とするもので、例にありますように、10月から特別徴収を中止したいとする場合、8月15日までに減免の申請が必要となるというものであります。また、参考にありますように普通徴収の場合は、納期限前7日までとなっております。適用年月日は、平成21年度以後の国保税について適用するものであります。

6点目の、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。条例では附則の第9項になります。関係の法令は租税特別措置法の第35条の2及び地方税法附則第34条になります。平成21年及び平成22年に取得した土地等を5年間以上所有した後に譲渡した場合は譲渡所得の金額から1,000万円を控除するものとしてありますが、適用年月日にありますように、平成27年度以後の国保税適用するものとしてあります。

7点目、上場株式等に係る損益通算の特例の適用についてであります。条例では附則の第14項になります。関係条項は租税特別措置法の第37条の12の2及び地方税法附則第35条の2の6になります。内容につきましては、先程の高橋副町長の説明通りでありますので、省略をさせていただきますと思います。

本条例の制定にあたりましての基本的な考え方につきましては、先ほどの本会議におきまして、高橋副町長からご説明した通りであります。私からは、社会福祉法の趣旨なども含めましてご説明させていただきたいと思っております。適用年月日については、平成23年度以後の国保税について適用

するものであります。

8点目の先物取引に係る雑所得等の課税の特例についてであります。条例では附則の第16項になります。関係条項は租税特別措置法第41条の14及び地方税法附則第35条の4になりますが、これにつきましても内容につきましては、先程説明がありましたので省略させていただきます。なお、適用年月日については、平成23年度以後の国保税の年度分について適用するものであります。

以上で資料1の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして資料2につきまして、ご説明させていただきます。

1 ページめの介護納付金の収支についてであります。一番上の表、A表になりますが、Aの介護納付金についてであります。これは平成12年度に介護保険法が施行されて以来まる9年が経過いたしました。40歳以上65歳未満の方々、いわゆる介護保険でいいます第2号被保険者につきましては、介護給付費の総額から利用者の自己負担1割分を除いた9割分の30%分を負担することとされておりまして、それぞれの加入している被保険者が全国平均の一人当たりの負担額に基づきまして、人数分の納付金を支払基金に納付することとなっているところであります。表にありますように、平成12年度の納付金は、82,581千円でありましたが、年々増加してきておりまして平成20年度の決算見込額の欄をご覧くださいと思いますけれども、151,511千円でおよそこれは1.8倍となっております。更に21年度の見込も書いておりますが、当初の1.94倍となる160,301千円の納付が必要となる見込となっております。これに対しまして次の表、Bの介護納付金に係る収入の状況であります。このスモールaからスモールcまでの分につきましては、国と道からの公費負担金となっておりますが、介護納付金の50%相当分を負担してもらいものであります。また、スモールdとスモールeにつきましては、残りの50%を国からの基盤安定繰入金だとか第2号被保険者の国保税により負担をしていただくことになっております。これら歳入の件につきましては、B表の一番下の欄になりますが、平成20年度の決算見込みをご覧くださいと思いますが、130,727千円となっております。A表の介護納付金を納めるためにいただく収入、B表の介護納付金に係る収入になりますが、不足している状況でありまして、このA表からB表を差し引いた額がC表の収入不足額で示しているところであります。このC表の不足額、これで不足額の平成20年度の決算見込額をご覧くださいと思います。これは単年度で20,784千円の不足が生じる見込となっております。また、欄外になりますけれども、平成12年度当初から平成19年度までの累積不足額では、162,305千円となっております。また、一番下の表D、介護納付金課税額の税率の推移であります。これは平成12年度の制度施行以来、平成18年度に初めて改正しまして見なおしを行いましたけれども、なお収入が不足している状況にあること、また、平成21年度において介護利用料増加や介護報酬の改定による介護給付費の増が見込まれ、更に介護納付金が増加する見込みとなっております。このようなことから、D表の一番右の欄、平成21年度（案）のとおり税率の改正の提案を行うものであります。

次に、B表に戻っていただきご覧くださいと思いますが、B表の一番右の方の欄に税率を改正した場合の収入の見込み額を載せております。ここで、歳入の計の一番下の欄にありますように、144,551千円が収入見込みとなります。ただ、改正した場合でも収入不足が生じる見込となっておりまして、その下の表にありますように、まだ15,750千円程度の収入不足の見込となっております。

次に、2ページの方をご覧くださいと思います。十勝管内における国民健康保険税介護納付金賦課分の税率と一人当たり、一世帯当たりの調定額について載せておりますが、一番下の欄外をご覧くださいと思いますけれども、幕別町につきましては、上段改正後の税率と調停額、管内における暫定的な順位、下段には平成20年度賦課状況調査による数値を載せております。なお、幕

別町以外の市町村については、賦課期日が7月となるところが多くて、まだ税率を改正するかどうか未定でありますことから、平成20年度の賦課状況調査における数値を暫定的に使用しまして比較をしております。それでは、幕別町の欄をご覧いただきたいと思いますが、まず所得割につきましては平成20年度が第9位のところが第3位、資産割につきましては変更がありませんので9位で変わりません。次の、均等割りににつきましては第11位から第7位、平等割につきましては第9位から第7位となります。これらの税率を改正したもの、介護納付金賦課額賦課分の一人当たり調停額は、22,580円となりまして管内では4位、世帯当たりでは31,367円となり管内では7番目に位置する見込みとなっております。また、一番右の欄に国民健康保険税全体、これは医療分と支援金分それから介護納付金を合計した数値を載せておりますけれども、先程申し上げましたとおり、他市町村の税率につきましては未定でありますけれども、平成20年度と変更がないとした場合の数値で暫定的に比較いたしますと、一人当たり調停額及び一世帯当たりとも順位は11位で変動がないこととなっております。

次に、3ページをご覧いただきたいと思っております。税率改正による賦課額の比較について説明させていただきます。2人世帯としておりますのは、40歳から65歳の間にいる方々がこの対象となることから2人世帯ということで、このモデル的にだしております。なお、今回のモデルにつきましては、給与所得者で被保険者数が2人の世帯について介護納付金賦課額の比較をしておりますが、今回は給与所得者としておりますけれども、農業あるいは営業の場合は給与所得額という欄が、農業所得、営業所得額ということで読み替えていただければと思います。まず、1例目から3例目につきましては法定軽減が適用になる世帯について示しております。1例目は所得が33万円の世帯で、世帯の所得が基礎控除額33万円以下の世帯ということになります。均等割りと平等割りが7割の軽減がされます。増減欄にありますように、現行と比べて年額におきまして900円の増、率では14.6%の増となります。2例目は所得が55万円の世帯で、世帯の所得が基礎控除額33万円プラス世帯員を除く被保険者数かける245千円以下の世帯ということで、均等割りと平等割りが5割軽減されます。現行と比べて年額では2,380円増、19.8%の増となります。3例目は所得が102万円の世帯で、世帯の所得が基礎控除額33万円プラス被保険者数×35万円以下の世帯ということで、均等割りと平等割りは2割軽減されます。現行と比べて年額で、5,160円の増、23.5%の増となります。次の4例目から8例目までは、法定軽減を受けない世帯で所得の段階ごとに示しておりますが、その中で7例目と8例目につきましては改正された限度額10万円を超過する世帯について示しているところであります。まず、7例目をご覧いただきたいと思いますが、所得が672万円の世帯で、改正税率での賦課額は100,180円となりまして限度額を超過するため、10万円となっております。合計しますと100,180円となりますが、この限度額を超過するため、10万円となります。現行と比べて28,380円の増、率では39.6%の増になり、この方が最大の増額の所得になると思っております。次に、8例目は所得が913万円の世帯で、現行での賦課額が90,900円になりまして、限度額を90,000円超過しておりますので賦課額は90,000円としておりますけれども、改正税率では129,100円、合計しますと129,100円となりますが、限度額10万円を超過しておりますので、この方々については10万円としまして、現行と比べて1万円の増、11.1%の増額ということになります。

以上資料の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（堀川貴庸） 説明が終わりましたので、これより議案第41号に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 介護保険がスタートしてから、この間、40歳から64歳のこの負担額が7万円からスタートして、10万円、3万円引き上げられるということになります。この資料を見ましても40歳というところでは、子育て世代の方が多いい世代だと思うんです40歳代というのは、そういうところでの負担額は本当にいろんな物の負担が重い中で、益々負担が重くなるのではないかと推察いたします。幕別町ではこういう世代のところの人数、世帯ですか、どの位の割合でいらっしゃるのか、その辺を一つお聞きしたいと思います。

町民課長

○委員長（堀川貴庸） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 所得の階層別の内訳ということで、答えさせていただきたいと思います。100万円未満の所得の方につきましては、占める世帯は推計でありますけれども52%位だというふうに考えています。まず前段ですね、介護納付金分に対象となる世帯につきましては、全体で2,441世帯、21年度はそのような世帯数となります。国保会計全体の対象世帯数は、4,411世帯ですので概ね55%程度が介護納付金分の対象世帯となると思います。

○委員長（堀川貴庸） 野原委員。

○委員（野原恵子） そうしますと、この世帯の中でだいたい収入の低い方たちの負担額が増えていくのではないかとというふうに考えるところなんです、そういうところでは7割軽減、5割軽減、確かに軽減策はあるのですが、この部分での負担が重くなるのではないかと思います。いま、資料を見せていただきましても、確かに介護保険制度の弱点といたしまして、利用すればするほど負担が重くなるというのは数字から見ても明らかではないかと思うのですが、それを個々の世帯のところ負担を重くするというところでは非常に町民の生活を見ていまして大変な状況がよく分かるんですね、そういう中での、確かに国の制度とは言いましても、負担を重くするというところでは心苦しいというか、大変私としては負担が重いというところに疑問を感じるころでもあります。今、国が社会保障にどんどんお金を削っていくところでは、しっかりと国に意見を求めていくと同時に町としても対策を講じていかなければこのままいきますと、負担が重くなればなるほど個人の負担が重くなると思うのですが、その点の対策もこれから考えていかないと益々負担が重くなるのではないかと思います、その点はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

町民課長

○委員長（堀川貴庸） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 国保会計におきます介護納付金の部分につきましては、先程、部長が説明いたしましたとおり制度発足以来ずっと収支のバランスが保てなくてこのような状況が続いてきております。平成20年度で言えば約2,000万程度赤字になっていくと、20年度から21年度にかけて、介護保険の1号被保険者につきまして保険料が月額で500円アップするというようなことがありまして、年額にしまして6,000円になるにでしょうか、そういうことと関連いたしまして国保税における介護納付金も連動しましてアップしていくというようなことで、だいたい21年度におきましては約900万円程納める金額が前年度よりも多くなるという見込みであります。そうなりますと益々赤字が増えていくということになりますと、会計の独立の原則をなんとか維持していくためには大変被保険者の方には負担が増えることで大変申し訳ないと思うのですが、一定のご負担をいただくということによって、なんとか少しでも収支のバランスを保つようなことをやっていかなければならないのかな。これは本当に色々今経済が低迷している中でですね、生活が苦しい中で上がることにしましては本当に心苦しい点があるのですけれども、ある程度ご理解をいただきたいなど

いう思いであります。

○委員長（堀川貴庸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 資料から見てもその辺は数字としては明らかなんですけれども、この間税の滞納の滞納整理機構の中身も見ましても、高額で滞納している方は少なくなっているのですが、国保税の滞納、そういうところの滞納者がどんどん増えてきている、割合が増えてきているというのも新聞報道の中で明らかにされている中で、このように税の負担が重くなりますと、そこがまた納入率が中々収められないという方が増えてくるということでは悪循環を生むのではないかと思います。その点で歯止めをかけるというところでは、やはり町で対策をこれから講じていかなければ、滞納の収められないという世帯が増えてくるのではないかと思います。その点の対策もしっかり考えていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

副町長

○委員長（堀川貴庸） 副町長。

○副町長（高橋平明） 野原委員の言うとおりでありますけれども、国保税あるいは国保のそのものの仕組みといいますか、今の国保を運営していく上ではですね、ある程度の医療費の伸びに合わせた国保税の引き上げもやむおえないことと私どもは考えております。ただ、制度的にですね、国保に対する被保険者、あるいは町ですとか、そういったところの負担するものは、私どもの方でも急激に増えてきているという思いはもちろん持っております。町村会あるいは全国町村会、市長会あたりですと、当然のように国保に対する国に支援を求めていく決議もなしておりますし、更には国保の運営そのものを都道府県単位で行っていただきたいという要請も行っております。ただ、それが実現するにはまだまだ、実現できるかどうかはわかりませんが、まだまだ時間がかかるものと思っております。私どもとしてはですね、当然のように国保税を引き上げさせていただきまして国保の運営の健全化を目指すというのはもちろんでございますけれども、ある程度やむを得ない部分、幅といいますか引上げの幅については当然やむを得ないものがあるというふうに私どもも認識しております。今回は引き上げるにしても、最小限度という思いで引き上げの提案をさせていただいておりますので、それも併せてご理解いただきながら、国保制度そのものに対することはですね、それはもちろん国なり道なりに要請を続けてまいりますけれども、今回の引き上げに関してはですね、国保そのものを運営していく意味でとても大切なことだというふうに思っておりますのでご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○委員長（堀川貴庸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 確かにその辺も理解できるところでありますが、町独自で国保にかかわる財政そのものをきちっと運営していくという非常に困難な状況というのは本当によく理解をするところではありますけれども、今おしゃったように町村会ですとかそういうところを通じましてこれからも国保財政の健全化というのは大事なことだと思います。それと同時に国では、色々な財政やなんか対策を立てているといいながらも、福祉ですとか町民の暮らしにかかわるそういうところの財源をしっかりと確保するという姿勢は見えませんが、そういうところにも町村会を通じてしっかりと意見を上げていって町民の暮らしのところに財源が回ってくるような対策もこれから対策を考えていかなければならないというふうに思います。そういう点をこれからも強力に進めていただきたいと思います。この資料を見ましても、幕別町の介護納付金の賦課金というのが、十勝全体で4番目なんですよね、そういう点では高い引上げになるのではないかと思います。その点については副町長のおしゃったのとちょっと裏腹なのかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

副町長

○委員長（堀川貴庸） 副町長。

○副町長（高橋平明） 資料にあります十勝管内における順位はですね、前段民生部長の説明がありましてけれども、他の町村が引き上げる方向であるということは分かっておりますけれども、引上げ幅の数値は賦課期日が7月になるものですから、まだ決定していないところがございます。ですから、20年度分の税率じょう計算させていただいて、その中での順位が4番目というかたちにはなりますけれども、旧税率でいきますと9番目ですよ、0.8のところ、ですから他の町村の動向によりましてけれども、必ず4番目になるという意味では載せていませんので、そこはお間違えのなようをお願いしたいと思います。

○委員長（堀川貴庸） 他にございませんか。

○委員長（堀川貴庸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 国保税が更に高くなるということの中では、野原委員が今ずっとおっしゃっていたように滞納のことがとても心配されると、支払えないという人が益々多くなるということが心配されるわけなんですけれども、そのことにかかわって2点質問させていただきます。

資料1の4つ目、2割減免について、一律軽減対象にするというふうに今回変わるということでご提案受けてますけれども、これでもって町長の判断で軽減の対象としないという、そういう立場に置かれている方はいらっしゃるのでしょうか。それから、2点目は減免のことなんですけど、2割、5割、7割ということで減免相談はあるわけなんですけども更に減免の制度を広げる必要があるのではないかと思うんですけれども、その点については何かお考えがございますでしょうか。

町民課長。

○委員長（堀川貴庸） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） ただいまの条件付きの軽減対象につきましては、事例はありません。それと、更なる減免という話なんですけども、これにつきましては、災害等によりまして生活が著しく困難となった場合とか、そういうような場合につきましてはそういう減免はあります。そういうことが規定されていますので、そういう場合は個々に判断することになるかと思えます。

○委員長（堀川貴庸） よろしいですか。他にございませんか。

ないようですので、議案第41号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方ありがとうございました。

退席のため、暫時休憩いたします。

(13:43 暫時休憩)

(13:44 再開)

○委員長（堀川貴庸） では休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、討論を行いたいと思います。まず、反対の意見はございますでしょうか。

○委員長（堀川貴庸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、町の理事者から説明がありましたが、その説明を聞きましても町民に対する税の負担が益々重くなるというのは明らかになってきております。今、国保世帯の約55%がこの負担の対象となるになるということも明らかになってきております。それで、介護納付金の金額も改定がこの間行われてきておりますけれども、7万円から始まって10万円になる、そういうところでは負担の率が大変重くなってきております。そういう中では、一般財源の繰入ですとか、それから国にしっかり社会保障に対する財源を確保するという姿勢をもっと強めていかなければ、益々町

民も国保税に対象となる町民負担が重くなっていくのは目に見えているのが明らかなだと思います。そういう点では、私はこの条例には反対の立場になっておりますので、そのような意見を述べさせていただきます。

○委員長（堀川貴庸） 次に、賛成のご意見はありますか。

○委員長（堀川貴庸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 国保税のですね仕組みからいって、出を見てから収入を組み立てるというのでしょうか、性格上こういうことになっていくだろうというふうに思うわけでありまして、何れにしましても、上げ幅が適当かどうかは別としても、上げてもおおむね1,500万位の累積赤字が残るという現状の中です。やはりこういったことを考えたときに、いたしかたがないのかなというふうに思っております。今後の問題として論議があったようにですね、7割、5割、2割の軽減策などを更に充実させていくことですか、あるいはまた、応能役のバランス、そしてまた併せて根っこには健全財政を保つというか、維持していくということが一番大事なことで私は思いますので、この議案に対して、私は総合的に判断をして賛成するものであります。

○委員長（堀川貴庸） 他に、ご意見はございませんか。

なければ、討論を終結いたします。

○委員長（堀川貴庸） これより採決を行いたいと思います。

議案第41号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（堀川貴庸） 起立多数であります。したがって、議案第41号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

○委員長（堀川貴庸） これで議案第41号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査を終了いたします。なお、本件の報告書につきましては、正副委員長で作成したいと思います。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（堀川貴庸） 異議がなようでありますので、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

（13：52 閉会）